

動物は自然権をもつか？

——ホッブズの自然状態を中心に

黒 瀬 裕 貴

序論

本稿の目的は、これまで哲学史において充分に取り上げられてこなかった「動物の権利」の思想史を形作るために、ホッブズの自然状態論からその手掛かりを導き出すことにある。動物倫理の主要な研究のうちでホッブズ、ロック、ルソーをはじめとする社会契約論と動物の権利を結びつける試みは少なく、例えばシンガー『動物の解放』では動物倫理の思想史に一章が割かれているが、ホッブズには言及がなく、ルソーについては彼の説く自然との調和や菜食への親和性が評価されているものの、社会契約や自然権論との関わりでは論じられていない⁽¹⁾。またトム・レーガンの『動物の権利の擁護』ではカントの主張についての詳細な検討がなされている一方、ホッブズやルソーの思想には全く触れられていない⁽²⁾。同様にマーサ・ヌスバウムの『正義のフロンティア』では、「ホッ

ブズとロックは、動物について興味深いことは何ら述べていない。古典的な社会契約論が動物について述べているのは、カント的な伝統においてのみである。」⁽³⁾と言われ、ほとんど論じる価値なしと切り捨てられている。

コ克蘭の『政治理論と動物』では、「正義」の視点から権利思想をふくむ過去の主要な政治思想が網羅的に考察されているものの、ホッブズ思想については「動物は理性をもたないため契約のプロセスの外部に置かれ、(中略)正義の射程に含まれない」と簡潔に説明され、ロックやルソーについても契約能力の欠如から「動物を正義の対象から除外した点では共通していた」⁽⁴⁾として、三者をほとんど一括りにしてしまっている。

上のような見解に対して、本稿ではホッブズの自然状態における人以外の動物の位置づけを詳細にみたうえで、ロックやルソーとの比較でそれぞれの違いを明確にし、後の思想家

が「動物の権利」を理論化するための重要な手掛かりをホッブズが残していることを明らかにしたい。コクランの言うように、ホッブズが社会契約能力の欠如を理由に動物を正義の対象から排除したのは確かだが、しかしその一方で彼は動物が自然権を有することを示唆しており、この点において大きな注目に値する。

ホッブズは自然状態においては人間の欲求や身体の脆弱さといった人間と他の動物が共通して有する性質（以下では「動物性」とする）を強調することで、人間と動物の差異を曖昧にするとともに、（理性や神性などを根拠に）人間は生来から他の動物に優越するとみなす主流の認識を掘り崩した（第一節）。さらに彼は自然権の中心となる原理を自己保存の欲求という動物性においたことで、動物が自然権を有する可能性を開いた（第二節）。

その後、彼の考えを部分的に継承したロックは自然状態を大きく描きなおし、理性や神性（神の似姿としての支配的地位）など人間だけが有するとされる性質（以下「人間性」）を根拠に自然権を限定、人間以外の動物を権利の共同体から排除した。これに対しルソーは自然状態における人間と他の動物の序列をホッブズより進んで解体し、動物が「不必要に虐待されない権利」があるとはつきり述べるにいたった（第四節）。歴史の趨勢としてはロックの価値観が強く反映されたものの、ホッブズによる動物の自然権の示唆は、ルソーを通じて後世に確かな影響を残すこととなる。

第一節 自然状態における人間の動物性

ホッブズの人間／動物観を詳らかにするには、彼が伝統的な見解とどのように距離を置いたかを考えることが役立つ。彼が一時期は熱心に研究していたとされるアリストテレスは(5)、「理性（*λογος*）」は人間の魂に固有のもので、他の動物の魂は感覚や欲求を備えるに過ぎないとする(6)。さらには人間同士の間でも理性の度合いは異なっており、女性や奴隷は理性能力が劣るために、家畜が人間に支配されるのが正当であるように、男性や主人によって支配されるのが正当であると述べている(7)。アリストテレスにおいては、理性能力の程度と存在者としての優劣が明確に結びついており、人間と他の動物の上下階層だけでなく、(ギリシア市民男性を頂点とした)人間内の上下階層をも支える理論となっていた。

ホッブズもまた理性を人間特有のものだとし「86」(8)、いったんはアリストテレス以降の伝統的価値観に従うように見えるのだが、彼においては理性と存在の優劣は必ずしも結びついてはいない。第一に、ホッブズは人間が「政治的動物」、つまり必然的に社会や国家を形成する動物であるというアリストテレスの考えに反対している。「人々が寄り集まって好んで社会的に結合する原因をもっと深く洞察すれば、本性上それ以外になりようがないからではなく、偶然の結果そうなるのだということが、容易に知られるからである」。個々の人間はまずもって自身の利益を優先するのであり、決して好意や仲間意識によって他人と交わるのではない。それどころ

か「全ての動物に生まれつき備わっている感情によつて」そこにいない他人の弱みを非難し笑いものにするために、攻撃されないために会話に加わつていようと氣を揉むような存在である⁽⁹⁾。ゆえに社会的・政治的な結束が起こるとしたら、それは愛によるのではなくて、相手への恐怖によつてである。

第二に、ホッブズは人間内の生来のヒエラルキーにも反対し、人は生来は平等であるとする。彼は人間身体の脆弱さから、誰でも他人を容易に殺し、また殺されうるといふ点で同等であるといひ、現在の社会で見られる不平等は人為の法により作られたものだと言張する⁽¹⁰⁾。さらに知性においても、「分別 (prudence)」は経験の多寡による違いがあるだけで、もともと皆が等しい能力を備えているのだとしている⁽¹¹⁾。[60-65]。アリストテレスの言うような知性による階層は、自分が他人よりも賢いと考へたがる人の「高慢 (pride)」が反映されたものに過ぎない⁽¹²⁾。興味深いのは、自分の利益を判断できるという点で、ホッブズが分別を「獸 (beast)」にも備わつていふと明言していることである⁽¹³⁾。[10-11, 367]。アリストテレスが(理性という)人間性において人間の不平等を語つたのに対し、ホッブズは(脆弱な身体などという)人間の動物性の側面において人間の平等を語つたのである。

上の点を考えるうえでは、ホッブズと同時代のデカルトとの比較が参考になるだろう。デカルトとホッブズの共通点を二つ挙げれば、人間を含めた動物の身体の働きを機械の動作と同様に捉へたことと、すべての人間の生来的な平等を説いたことがある。デカルトは理性を「われわれを人間たらしめ、

動物から区別している唯一のもの」としながら、その理性の能力においては、生来人々は平等だと主張した⁽¹⁴⁾。他方で人間も含めた動物の身体は機械の動作と区別できないものと語りつつ、物体である身体と区別されるものとして、人間だけが理性と結びついた「思惟」する実体を有すると述べた⁽¹⁵⁾。すなわち理性能力を存在者の階層の根拠とする仕方はアリストテレスを引き継ぎつつ、その境界を人間と他の動物の間にスライドさせることで、人間内の平等を説きながら他の動物との明確な優劣関係を維持した。

他方でホッブズは、後述するように理性を人間固有のものとしながらも、その理性を生来的な階層の根拠にはせず、また物体と区別された霊的実体の存在は強く否定し⁽¹⁶⁾、人間も自動機械 (automata) と並べることを躊躇わなかつた⁽¹⁷⁾。このようにして世界の説明において人間理性や霊性の優位を退けたことで、ホッブズは人間と他の動物の序列を伴う差異を小さくしていったのである。

しかし、ホッブズの説いたこの人間の動物性に基づく平等という状況から一転して、人間の人間性ゆえの戦争が導かれることになる。ホッブズが『市民論』の献辞で引用した「人間は人間にとつて狼である」⁽¹⁸⁾といふ文言と、レオ・シュトラウスがホッブズの人間観について述べた「人間とは最も獐狂で、最も狡猾な、最も危険で、最も強力な動物である」⁽¹⁹⁾といふ言葉は、主に二つの意味を持つている。第一に、人間は自然状態において動物性に大きく左右されるというこ

と、第二に、人間固有の性質はその動物性を抑制するどころかさらに強化し、(社会契約による束縛がなければ)必然的に互いへの闘争状態に導くというものである。

人間は好奇心の強さ [E9-18]、未来を見通す能力や因果を導く能力の高さ [70, E4-7, 5-13] において他の動物から突出しており、それ故に獣よりもはるかに多くの欲求を持つことにもなる(ホッブズは「欲求 (appetite)」を「動物的运动 (animal motion)」と呼ぶ [E7-21]。食欲や性欲などの感覚的欲求は動物的なものだが、知識欲や名誉欲、虚栄心は人間だけのものである。「将来の飢餓を考えても飢えているような気になる」[15]人間は、「名誉と威厳をかけて絶えず競争しており」[86]、虚栄心や他者との比較によって互いを攻撃し合う [E4-4, 5]。そうした欲求は途切れることがなく、富や名誉は無限に追求められる [47, E7-7]。

したがって、「人間は強欲さと残虐さにおいて、飢えを満たすこと以上の強欲さはなく挑発されなければ猛り狂うこともない狼や熊や蛇よりも上回っている」[16]。人間は動物以上に動物の、狼以上に狼なのであって、ホッブズの次の言葉にある「権利」とは、この強化された動物性に基づいている。「市民社会の外にある人々の状況(この状況を自然状態とよぶことができる)は万人の万人に対する戦争にほかならず、この戦争のなかでは万物に対する権利が万人にある」[17]。

第二節 獣は自然権をもつか？

ホッブズによると上のような闘争状態のうちで、人々は理

性によって「自然法」を見いだし、社会契約へと導かれることになる。その自然法が命じるところは、平和を実現する努力、つまり周囲の人々と一致して、あらゆるものへの権利としての「自然権」を放棄するよう試みることである。ホッブズの以前に、グロティウスは「戦争と平和の法」において、「自然法 (ius naturale)」を「正しき理性の命令」と定義し[18]、古代ローマ時代にみられたという「動物と人間に共通の不変の法」という定義を退けた[19]。彼は自然法のなかには他の動物にも適応できるものがあることは認めながらも、基本的には「理性 (ratio)」と「正義 (justitia)」を唯一備えており、「社会的欲望 (appetitus societatis)」をもち利他的傾向を強く示す人間だけが有するものとしている[20]。

一方ホッブズは、社会契約以前には「正義 (justice)」も「不正 (wrong)」も存在しないとし[63]、人間の利他心から社会を築こうとする傾向を共に否定し、「自然」における人間と他の動物との差異を曖昧にした。自然法が理性によって発見されるという点では同意しつつも、ホッブズは「自然法 (naturalis 英語は law of nature)」と明確に区別されるものとして「自然権」を打ち立て、こちらに *ius naturale* の語を充てる。この自然権(英語は *right of nature*)とは、「各人が自身の自然、すなわち自身の命を守るためにあらゆることを行う自由」である[64]。彼は自然法が見いだされる以前の自然権の存在を認めたことによって、社会や理性の働きと切り離されたところ、正義や義務以前の状況[2]での権利の存在を可能にした。上の箇所直後に続く「自らの判断と理性に従って、最も

妥当であると思われることなら」という文言が示す通り、自然権を語るうえでホッブズが第一の念頭に置いているのはやはり（唯一理性を有する）人間である。ただし、「自身の命を守る」という核の部分を見れば、これが他の動物にも当てはまると考えるのはおかしいことではない。実際に彼は「畜獣が人間を殺すのは自然権によってであるということが確かならば、人間が畜獣を屠殺するのも同じ自然権による」⁽²²⁾と述べており、獣が自然権を持つことを否定していない。ホッブズは自然状態における「あらゆるものに対する万人の自由」を「自然的かつ獸的な自由」と表現しているが⁽²³⁾、彼にとつてありのままの人間が動物的な存在であるように、ありのままの自然権は動物的な権利なのであった。

獣が理性をもたないというホッブズの主張は、獣が自然権をもつことの妨げにならないだろうか。『法の原理』においては、権利は「理性に反しないこと」すなわち「人が自身の五体を死と苦痛から守るために可能なあらゆることを為すこと」[E4G]とされる。ここで注目すべきは、理性の語が身体的苦痛の回避や自己保存の欲求と直接的に結びついている点だ。アリストテレスは動物が人間に支配されるのと同様に「感情にかかわる部分にとつては知性、すなわち理をもつ部分によって支配されることが、自然にかなったこと」⁽²⁴⁾と述べ、デカルトは人間固有の理性を、人間と他の動物とが共有する「情念」や「本能」との二項対立で捉えた⁽²⁵⁾。

一方でホッブズにおいては、理性と情念は必ずしも対立す

るものではなく、むしろ協力的に働き得るものである。「理性は情念と同様に人間の本性に含まれ」、それは「手に入れようと欲するもの、すなわち自身の利となるものへ」と各人を導く[E4G]。先に述べたように、ホッブズの考えによると人間の（動物的）欲求は人間固有の性質のために他の動物よりも増大してゆくのであるが、理性もまた欲求の増大を助長するものである。つまり理性は戦争状態をより強化する側面も持っているのであって、ホッブズはこれを端的に秀でたものとは見なしていないのだ。

第三節 政治共同体における動物の運命

以上まで言えるのは、ホッブズが自然状態においては理性をはじめとする人間性の優位を打ち消して人間と他の動物の優劣を曖昧にしたこと、同時に自然権の核を動物性において（ここで、人以外の動物にも（少なくとも社会以前においては）権利概念を結びつける可能性を開いたということである。ただし、ホッブズが明確に動物の権利を主張したわけではないし、彼において自然権を有すること、社会のなかで権利を有すること（義務や正義をとまなう）は別の事態であるために、動物は自然権を有したとしても社会における権利をもつことは決してないという論理が成立する。

ホッブズによると人間だけが理性によって自然法を見出し、次の命令を受ける。「各人は、平和が実現可能な場合は、平和のために努力をし、平和が不可能な場合は戦争による助力と利点を最大限まで引き出してよい」。そして平和が可能

であり、「平和と自己防衛のために必要だと考えられるならば、あらゆるものを求める」という権利を進んで手放すこと」[64-65]。

これは平和が不可能なときは自然権を遺憾なく發揮し、平和が可能な場合には皆で自然権を制御する誓いを立てて争いを止めよという命令であり、そして人間だけがこの平和の可能性にアクセスすることができる。ホッブズによると、「野獣との契約は不可能である。なぜなら、獣は言語を解さず、権利を移したり誰かに引き渡したりするということを理解し受け容れることができないからである」[66-69]。人間だけが、権利の制限ない發揮が権利の喪失に繋がるということを俯瞰的に理解し、自ら権利を制限するという選択肢に気付くことができる。ホッブズにおける理性の特権とは、人間だけが権利を享受できることにあるのではなく、人間だけが権利を手放し、社会契約において義務や正義を発生させられるにあるのだ。

こうして人間だけが社会契約をなし、主権者 (sovereign) へと自身の権利を譲渡することで「政治共同体 (commonwealth)」を築くことになる。蜂や蟻も社会と呼べるものを築いているのではないか、という意見に対し、ホッブズはそれらの動物では個々の利益が自然と共通の利益に一致するが、人間の場合は自然のままでは言葉と理性の使用によって常に分断が生じるため、自分たちを恐怖させる上位の権力を欠いてはまとまることが出来ないと述べる [68-69]。つまり蜂や

蟻は利益の強い衝突が起こらないために契約なしでまとまれるが、人間は欲求が肥大化するために利益が絶えず衝突し、契約により自然権を制限することなしには共同体の維持すら叶わないのである。ここにも、人間は決して自然界の中で端的に秀でた存在ではないというホッブズの考えが見て取れる。さて、政治共同体を作り上げた後、人間と他の動物の自然権の位置づけはどう変わるだろうか。人々は契約によって「自分のあらゆる実力と能力」を主権者に譲渡し、「抵抗する権利」を手放す[26]。人々のもともと持っていた「あらゆるものの権利」は最小限まで締められ、平和の実現のために、人々を罰する権利と戦争を行う権利は主権者の下へ集められる[27]。ただし合意した人々は一切の権利を失うわけではなく、死の危険から自身を守るという自然権の核だけは保持される [69-70]。よって主権者は罪のない市民を罰し殺すことは許されないが、同じ契約に加わらなかった者[28]、例えば戦争における敵国の人々に対しては、自然権によって危害を加え殺すことも認められる [16]。

これと同様に、契約に加わらなかった（加われなかった）獣に対しては、主権者の判断によっていくらでも殺してよいことが導かれる。

理性を欠いた動物に対する権利は、人間の人格に対する権利と同じ仕方です。すなわち自然的な実力と権力によって獲得される。なぜなら、自然状態においては万人の万人に対する戦争のゆえに、人間を輓につなぐことや、あるいは殺

すことさえ、それが自己の利益につながると思われる場合にはいつでも、だれにとっても許されている、ということが確かならば、獣に対してはなおさら同じことが許されているからである。これは言いかえれば、素質の上から飼いならして自分のために使用することが可能な獣は、自分の意のままに軛につないで隷従させ、そうでない獣は不断の戦いにより、害獣として根絶し滅ぼすことが許されているということである。したがって、畜獣に対する支配権の起源は自然権に由来し、神の実定的権利には由来しない。(29)

このような獣への暴力と支配が許容されていてもなお、ホッブズの論が画期的だといえるのは、彼があくまで他の動物に対し人間に対するのと同様の基準を当てはめ、当時の主要な哲学的・神学的見解(30)に反して、地上における人間の優越を所与としなかったことである。彼は同じ論理で国家間の戦争を肯定し、人間を奴隷にすることさえ認めていた。自然状態にある人々はもちろん、国家の内にある人々からみても、国家の外の人々と、他の動物は殺しうる存在としてほとんど同等の地位におかれているのだ。

第四節 ロック、ルソーにおける動物の自然権

自然状態における他の動物の位置づけについて、ホッブズと対照的なのがジョン・ロックである。ロックの場合、自然状態の記述においてホッブズよりもはるかに神学的視点が重視されている。彼の『統治二論』の前半は、ロバート・フイ

ルマーの王権神授説への論駁に割かれている。フイルマーは『パトリアーカ（父権論）』の中で、神は創造においてアダムへ他の人間に対する絶対的な「支配権（dominion）」を与え、それが現代の王権の絶対権力に引き継がれていると主張した。これに対しロックは、創造を地上の支配権の根拠とするなら、ライオンのような獣にも同様の支配権を与えることになるため、問題は創造ではなく神が誰を支配者として指定したかにあると述べる(31)。そしてロックの解釈によれば、神は特定の人間を支配者と定めたのではなく、すべての人間を、獣を含めた人間以外のすべてに対する支配者と定めたのであつた(32)。

では、ロックの言う「支配権」とは具体的に何を指すのだろうか。それは他の被造物への「優越（superiority）」であり、他の動物を食物とする権利を含む「所有権（property）」である(33)。「人間は全能の神の創造物であり、（中略）同様の能力を備え、自然という一つの共同体を共有している。劣位の被造物は我々の所有物であるが、人間たちのあいだでは互いに利用し合って互いを滅ぼしあうのを命じるような従属関係を想定すべきではない」(34)。ロックもまたホッブズと同じように人間の生まれながらの平等を説くのだが、それはホッブズの言うような（脆弱な身体という）動物性に基づくものではなく、神の似姿としての人間の優越性から来るものである。この地とそこに生きる動植物は「人類の共有物（common of mankind）」として与えられており、個々の人間は（狩猟行為を含む）「労働（labour）」を加えることでそれを自らの

財産に変えることが出来る⁽³⁵⁾。ロックが述べるには、人以外の動物は「劣った被造物 (inferior creatures)」であり、人間は所有者として自らの利益のために動物を使役し、必要なら殺してもよい⁽³⁶⁾。

このようにホッブズからロックに至るまでに、権利概念は確かな変化を被っている。ロックは自然権という言葉こそほとんど用いていないが、人間の「自己保存 (preserve himself)」の権利を自然状態の基礎とする点ではホッブズと共通する。だがロックは、個々の人間が自身だけではなく他の人々の保存も神あるいは自然法によって命じられていると説いており⁽³⁷⁾、人間が同意によって奴隷状態に置かれることを認めなかった⁽³⁸⁾。このようにしてホッブズの自然権に含まれていた「あらゆるものへの権利」の側面を人間内では制限してそれを「所有権」や「支配権」という概念に変換しつつ、その中に人間の他の動物に対する絶対的な優越も組み込んだ。このようにロックにおいては自然状態で既に動物は「所有物」であって、何らかの権利を有する可能性は排除されていた。

他方でルソーの自然状態、人間の動物性と他の動物をめぐる思考についてはホッブズの考えに近く、しかも動物目線の利害をより重視するような形で「自然権 (droit naturel)」⁽³⁹⁾を語り直している。彼は『エミール』のなかで、古代の菜食者としても著名なプルタルコス「肉食について」から相当な分量を引用している⁽⁴⁰⁾。プルタルコスは小編「動物が理性を用いること」のなかで、他の動物にも美德や理性を認め

ることができる主張してその道徳的地位の見直しを迫り、「肉食について」で真に必要な場合以外は肉を食べるべきでないと説いていた⁽⁴¹⁾。

上の箇所に限らず、『エミール』においては栄養学的視点から肉食よりも植物性の食事の方が人間を健康にするという旨の主張が散見される⁽⁴²⁾。さらにルソーは、プルタルコスの見解をなぞるだけでなく、ビュフォンの同時代の解剖学的知見まで参照しながら、人間が身体構造からして草食動物に分類されるべきだとも述べている⁽⁴³⁾。このようなルソーの肉食批判の姿勢は、人間の動物性に理想の源泉を見出すという彼の思考と関連している。

シュトラウスが述べるに、ルソーは「伝統的自然法の教説に対するホッブズの攻撃に同意している。つまり、自然法は理性に先行する原理、すなわち、必ずしも人間に特有のものとは限らぬ情念の中に、その根拠を持たなければならぬ。彼はさらに、自己保存の権利の中に自然法の原理を見出す点で、ホッブズと一致している」。ただホッブズは「自然法（人間の自然的義務を命じる規則）を、明らかに伝統的な仕方、理性の命令として考えていた」。ルソーはこの点においてホッブズと意見を大きく違え、「自然の権利だけでなく自然の法、あるいは人間の自然的義務ないし人間の社会的徳もまた、情念のうちに直接根ざしていなければならない」と考えた⁽⁴⁴⁾。『人間不平等起源論』においてルソーは、これまでに政治共同体の起源を考察した思想家たちはみな「自分たちが社会

の中で獲得した観念を自然状態に持ち込んで」歪めてしまったと批判し、徹底して社会性を欠き、言語や理性の発達する以前の人間の状態を見つめようとした。この人々は他の動物と感覚や観念を持つことで共通しており、「この点で、人間と獣には程度の差しかない」(45)。

ルソーは自然状態における人間をさらに突き詰めて動物に近いものとして考え、人間が獣たちと共有する動物性としての「情念 (des passions)」に非常な重きを置いた。自らがホッブズと意見を違える点として、ルソーは苦しみを感ぜうる他者を思いやることで、自己保存欲を和らげるものとしての「憐みの情 (a pitié)」を強調する。これは人間が人間性を獲得する以前から他の動物と同様に備えていたもので、他者の苦痛への共感を促すことで欲求による闘争を回避させ、各々の独立と平和(自然的平等)を保障するものであった。ルソーは理性をこの「憐みの情」を対比させ、理性の発達こそが人間の利己心を育てて他者との絶えざる競争に駆り立てたのだと主張したのである(46)。

こうした考えの下で、ルソーは自然権の基礎を、自己保存への関心に加えて、上の「憐みの情」、すなわち「感覚をもった存在が、とりわけ自分の同類たちが、死んだり苦しんだりするのを見ることに對して、自然にかなった嫌悪をかきたてる」ことに置き直す。そして彼は言う、動物はこの有感性のゆえに人間の本性と繋がりを有して、「動物も自然法⁽⁴⁷⁾にかかわりをもっているに違いないと判断できようし、人間は動物に対して何らかの義務を負っているに違いないと判断

できよう。たしかに、私が自分の同類にいかなる悪も加えてはならないのは、理性をそなえた存在だからという以上に、ものを感じることができる存在だからなのだと思うれる」。人間を含めた動物たちが共に持つ有感性のゆえに、「人間から不必要に虐待されない権利が獣に与えられてしかるべきである」(48)。

おわりに

以上に述べたように、ホッブズから多くを学んだルソーにおいて、自然状態における人間と動物の序列が解体され、それとともに動物にも権利概念を認める思考がいちどは確かに現れた。しかしルソーが他の動物の権利について明確に語ったのはここまでで、肝心の『社会契約論』においては「動物」の語さえほとんど見られなくなる。社会契約の後、つまり社会の下での権利はどうなるのか、という点にルソーは具体的な答えを出さなかった。

だが彼の死から数十年後、1802年にパリで公募された人間と動物の関係を問う懸賞論文のなかでは、ルソーの『人間不平等起源論』がしばしば応用され、社会における動物の道徳的地位を大なり小なり引き上げるような主張が数多く出現した(49)。そしてその中のいくつかは、ルソーがはっきりと答えを示さなかった社会における動物の権利について踏み込んでいた(50)。

応募者の一人であるブルギニョンは、理性による人間の他の動物への優位は認めつつも、動物は人間と同様に自然権を

有するとし、人間同士を結び付ける「憐みの情」を維持するためにも、人間による不必要な動物虐待を防ぐための法律を作ることを提案した⁽⁵¹⁾。また別のランベールという著者は、権利は「感覚をもつ」ことに基づくものと主張し、他の動物も自然の権利として自己保存や所有の権利を有しており、理性と言葉を持たないとしても、人間の子供と同じように権利を代弁され、社会から保護されるべきだと訴えた⁽⁵²⁾。

しかしながら上のような主張が社会の主流に反映されることはほとんどなく、ごく最近に至るまで世界中のほとんどの国で動物は「人間の所有物」の地位に置かれている⁽⁵³⁾。これは動物の地位に関して、ホップズやルソーではなく、ロックの財産としての動物観が歴史的に最も強い影響をもったためだといえる。

だからこそかえって、いま動物倫理を考えるうえでホップズの議論に立ち返ることは意義を持つだろう。彼の哲学の画期性は、地上における人間の他の動物への生来の優越性という認識を、いちど徹底的に問い直したことにある。そして彼は人間の「動物性」から自然権を基礎づけ、理性の語に代表される「人間性」から権利概念を切り離し、その思考はルソーをはじめとする真剣に動物へ権利を与えようとした論者たちの確かな支えとなっていた。

△参考文献▽

アリストテレス (2014) 内山勝利、神崎繁、中畑正志編『新版アリストテレス全集7 魂について 自然学小論集』岩波書店。

—— (2018) 『同17 政治学 家政論』。

青木人志 (2016) 『日本の動物法 第2版』東京大学出版会。

グローチウス (1972) 『戦争と平和の法』(一又正雄訳) 酒井書店。
シュトラウス、レオ (2013) 『自然権と歴史』(塚崎智、石崎嘉彦訳) 筑摩書房。

—— (2019) 『ホップズの政治学』(添谷育志ほか訳) みすず書房。
セルナ、ピエール (2025) 『共和国における動物』(楠田悠貴ほか訳) 法政大学出版局。

デカルト、ルネ (1973) 『デカルト著作集 第二巻』(所雄章ほか訳) 白水社。

—— (2010) 『方法序説』(山田弘明訳) 筑摩書房。

—— (2015) 『デカルト全書簡集 第七巻』(山田弘明ほか訳) 知泉書館。

トマス、キース (1989) 『人間と自然界——近代イギリスにおける自然観の変遷』(山内昶訳) 法政大学出版。

ホップズ、トマス (2012) 『人間論』(本田裕志訳) 京都大学学術出版会。

ブルタルコス (2018) 『モラリア 12』(三浦要、中村健、和田利博訳) 京都大学学術出版。

ルソー、ジャン＝ジャック (2007) 『エミール (上)』(今野一雄訳) 岩波書店。

—— (2016) 『人間不平等起源論 付「戦争法原理」』(坂倉裕治訳) 講談社。

『人間不平等起源論』の原文は、1824年 Paris: P. Dupont 出版の *Oeuvres complètes de J. J. Rousseau : mises dans un nouvel ordre* を参照。

- Cochrane, Alasdair (2010). *An Introduction to Animals and Political Theory*, Springer.
- 『政治理論と動物：動物のための正義はありうるか?』的場知之訳。みすず書房。2025)
- Hobbes, Thomas (1782). *Elementa philosophica de cive*. J.J. Flick. (『市民論』本田裕志訳。京都大学学術出版会。2008)
- (2019). *The Elements of Law, Natural and Politic*. Edited By Ferdinand Tomies, Routledge.
- (1651). *Leviathan, or, The matter, forme, & power of a common-wealth ecclesiasticall and civill*. London: Andrew Crooke.
- Nussbaum, Martha C (2006). *Frontiers of justice: disability, nationality, species membership*. Cambridge, Belknap Press of Harvard University Press.
- 『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて』神島裕子訳。法政大学出版。2018)
- Singer, Peter (2002). *Animal liberation: the definitive classic of the animal movement*. New York.
- (1651). *Leviathan, or, The matter, forme, & power of a common-wealth ecclesiasticall and civill*. London: Andrew Crooke.
- Locke, John (1690). *Two Treatises of Government*. London: Awnsham Churchill.
- Regan, Tom (2004). *The Case for Animal Rights*. University of California Press.

【註】

- (一) シンガー 2011, pp.253-254. (Singer, 2009, pp.185-212)

- (2) Regan, 2004.
- (3) ススバウム 2018, p.505. (Nussbaum, 2006, p.445)
- (4) コ克蘭 2025, pp.31-33. (Cochrane, 2010, pp.21-23)
- (5) シュートハウス 2019, pp. 38-63.
- (6) アリストテネス 2014, pp.70-78 pp.166-172.
- (7) 同 2018, p.32.
- (8) ホブズの著作のなか「Leviathan」と「The Elements of Law」への参照については、前者は項数のみ、後者は章・節・節の数の(五章の二節→E5-2)を「」内に記す。
- (9) ホブズ 2008, pp.32-33.
- (10) 同 pp.37-38.
- (11) デカルト 2010, pp.18-19.
- デカルトは人間の理性を神から与えられたものと述べている(同 p.49)。
- (12) 同 pp.85-90 デカルト 1973, p.100 pp.278-279.
- (13) ホブズ 2008, p.4.
- (14) シュートハウス 2019, p.12.
- (15) ホブズ 2012, p.139.
- (16) 同 p.139.
- (17) ホブズ 2008, p.21.
- (18) グローチウス 1972, p.52.
- (19) 同 p.55-56.
- (20) 同 p.8.
- (21) ホブズは義務 (duty, obliged) を契約による権利の放棄あるいは譲渡において初めて生じるものだとしている [87]。
- (22) ホブズ 2008, p.182.
- 「」内の「自然権」のラテン語原語は jure naturali (Hobbes,

1782, p.152)

- (23) 同´ p.172.
- (24) アリストテレス´ 2018, p.32.
- (25) デカルト´ 2015, pp.202-204.
- (26) ホッブズ´ 2008, p.125.
- (27) 同´ pp.132-133.
- (28) 同´ p.130.
- (29) 同´ pp.181-182.
- (30) トマス´ 1989, pp.13-25.
- (31) Locke, 1690, First Treaties, Sect 15.
- (32) 同´ S.40.
- (33) 同´ S.39.
- (34) 同´ Second Treaties, S.6.
- (35) 同´ S.30.
- (36) 同´ First Treaties, S.92.
- (37) 同´ Second Treaties, S.6.
- (38) 同´ S.23.
- (39) フランス語で自然権＝ *natural right* に一対一で対応する語はなく、自然法と自然権の両方を意味しうる *droit naturel* が用いられる。ルソーは法のみを意味する *loi naturelle* の語も多用しているため、敢えて *droit naturel* の語を用いる際には意識的に権利の意味を含ませていると考えられる。
- (40) ルソー´ 2007, pp.340-345.
- (41) プルタルコス´ 2018, pp.159-277´ pp.280-303.
- (42) ルソー´ 2007, pp.80-82.
- (43) 同´ 2016, pp.151-152.
- (44) シュトラウス´ 2013, pp.343-346.

(49) ルソー´ 2016, p.59.

(49) 同´ pp.79-84.

(47) 同の原語は *droit naturel* で、ルソーがこの直前に別の *loi naturelle* の語を用いていることから (Euvres complètes de J. J. Rousseau, 1824, p.219)´ 「自然権」の意味も意識されていると考えられる (G. D. H. Cole にする 1913 年の英訳版では *natural right*)。

(48) 同´ pp.33-36.

(49) サルナ´ 2025, p.60.

(48) 同´ pp.160-161.

(45) 同´ p.149.

(28) 同´ p.145.

(28) 青木´ 2016, pp.182-185´ 213-216´ 264.

本書の中では、この数十年にドイツをはじめとして「動物は物ではない」とする法改正の試みが急速に進んできていることも指摘されている。